

## 指名停止措置一覧

令和3年3月1日現在

登録区分	承認番号	指名停止措置業者名	指名停止措置期間	指名停止措置要件及び理由
物品 役務	119 137	(株)スズケン石巻支店	令和3年1月28日～ 令和3年5月27日	<p>【指名停止要件】 独占禁止法違反行為</p> <p>【指名停止理由】 当該業者らは、平成28年6月上旬頃及び平成30年6月上旬頃に、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札において、他者と共謀し医薬品群ごとに受注予定事業者を決定するとともに、受注予定者が受注できるようにするなどの行為を行っていたことから、令和2年12月9日に当該業者を含む3者及びそれぞれの会社で本件の入札及び価格交渉に関する業務に従事していた7人が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する犯罪があったとして公正取引委員会から刑事告発されたもの。</p>
物品 役務	145 175	東邦薬品(株)宮城営業部 石巻営業所		
工 事	1049	(株)アルファー建設	令和2年9月2日～ 令和3年9月1日	<p>【指名停止要件】 契約違反</p> <p>【指名停止理由】 当該業者は、本市発注の「23年災北上漁港海岸保全施設災害復旧工事」（当初工期：平成28年6月15日から平成30年3月30日まで）において、下請業者及び作業員の確保など施工体制が整わない等の事由により工事進捗が遅れることとなった。これにより7か月の工期延長（延長後の工期：平成28年6月15日から平成30年10月31日まで）を実施したが、工期延長後は監督員の確認、立会い等の要請をせずに工事を進め、提出された書類等は不備が多く修正を求めたが再提出等の書類の是正が行われなかった。このため、施工段階における品質の確認が実施できず、連動して実施する予定としていた水道企業団の工事へも影響を及ぼすこととなった。</p> <p>また、工期内に工事が完了しなかったが、当該業者が工事を完了させる意思を表示したため、当該業者立会いのうえ残工事箇所や手直し箇所を確認し施工を求めてきたが、本工事の引渡し完了したと主張し、残工事等施工の催告にも従わなかった。</p> <p>工期終了後からこれまでの間に、当該業者から申し立てられた宮城県建設工事紛争審査会の調停で3回にわたり協議を行ったが、解決の見込みがないとして調停が打ち切られることとなった。</p> <p>このことから、工事請負契約書第47条第1項第2号前段の規定により、令和2年8月27日をもって工事請負契約を解除したものの。</p>